

企業・団体の皆様へ

シルバー派遣事業の ご案内



公益社団法人長野県シルバー人材センター連合会では、高齢者に多様な就業機会を提供するため、これまでの「請負・委任」に加えて、県内21シルバー人材センターの会員を民間企業や公共団体に派遣する「シルバー派遣事業」を行っています。

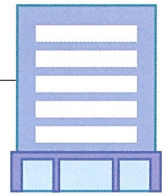
この事業は「高齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律(平成16年法律第103号)」に基づき、連合会が平成20年10月21日に長野労働局に届出(届出番号シ20-001)の上実施しています。公益法人としての事業であり、営利を目的としておりませんので安心してご利用いただけます。

公益社団法人 **長野県シルバー人材センター連合会**

シルバー派遣ご利用の流れ

STEP1 依頼・相談

お客様(派遣先事業所)が派遣会員を受け入れようと計画している事業所の住所地域にあるシルバー人材センター(実施事業所)にご相談ください。



STEP2 受付・見積

お客様からの派遣依頼のご相談を受けて、業務の内容等(仕事の内容・就業場所・期間・必要な人数など)を確認して見積書を作成します。この際、お客様から「比較対象労働者の待遇に関する情報」のご提供をお願いしています。

なお、就業する会員の人選は、仕事内容等を考慮しシルバー人材センターが行います。

※一般労働者派遣事業では、派遣先による派遣労働者の特定(履歴書の送付、派遣先への事前面接の協力等)を目的とする行為は禁止されておりますのでご理解願います。



STEP3 派遣契約締結

見積書の内容にご承諾いただけましたら、派遣基本契約(基本的な取り決め)及び個別契約(具体的な内容)を結びます。



STEP4 派遣の実施

登録会員の中から適任者を選び、派遣業務に従事する派遣会員を書面(派遣通知書)でご連絡し、派遣先事業所の作業計画に基づき派遣労働が開始となります。契約上の締日には、会員の就業状況をご確認のうえ、就業実績確認書をシルバー人材センターへFAX等でお送りください。



STEP5 派遣利用料金のお支払い

就業実績をもとに連合会から請求書をお送りしますので、原則として請求締日の翌月25日までに指定口座へのお支払いをお願いします。

※ご希望のお客様には電子請求での請求書発行も可能です。

連合会では、シルバー会員の派遣先業務中に過失により機材等を損壊した場合等に備えて「シルバー派遣賠償責任保険」に加入していますが、派遣先事業所様にはこのような事故が発生しないよう業務に係る指導・教育の徹底をお願いいたします。

担当するシルバー人材センター

公益社団法人 **長野県シルバー人材センター連合会**

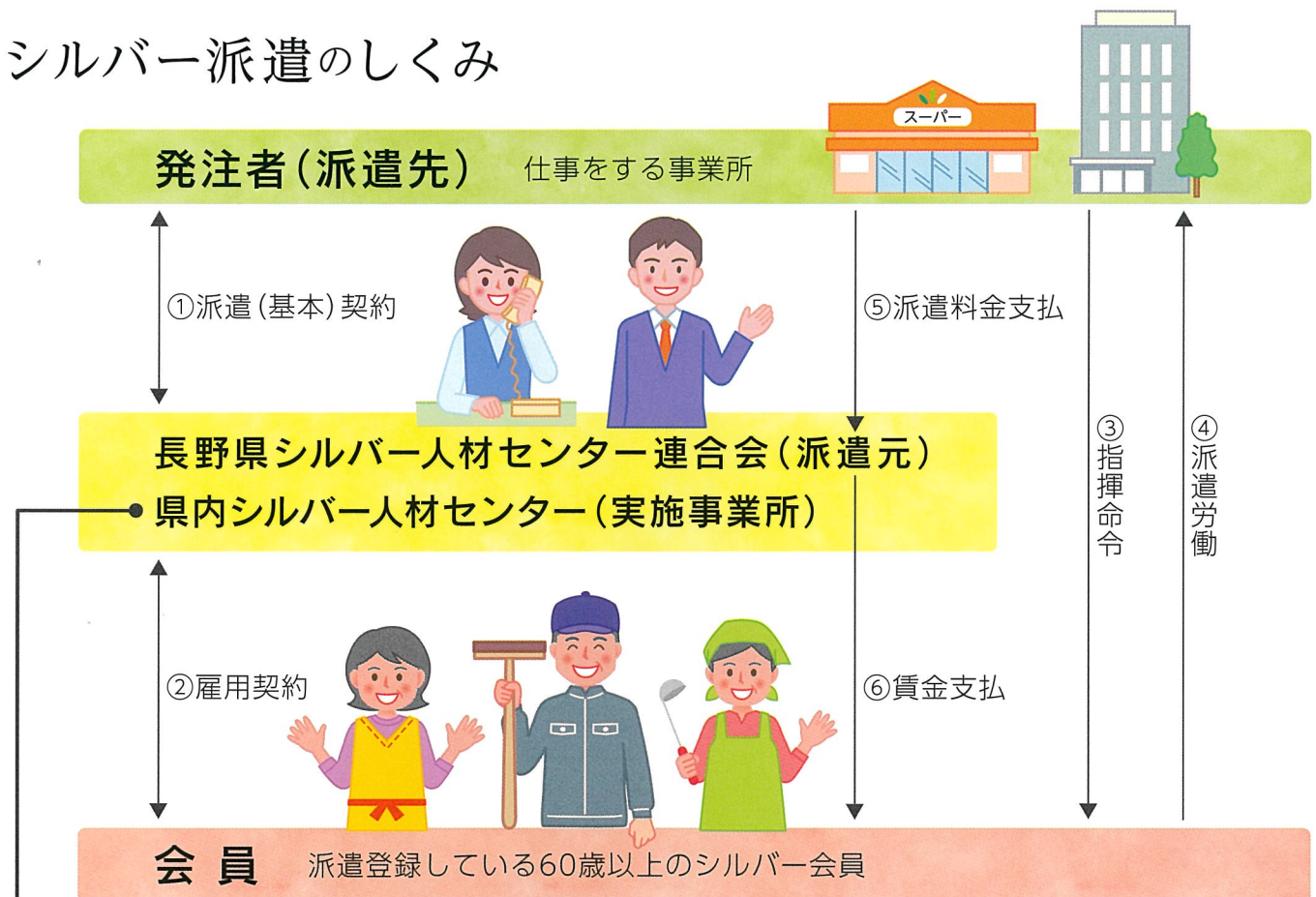
〒380-0841 長野市大門町51-1 柏与ビル3階 TEL (026) 237-4680 FAX (026) 237-5665
ホームページ <https://www.naganoren-sjc.com> 派遣デスク E-mail: n-haken@sjc.ne.jp



シルバー派遣の特徴

1. 派遣会員は派遣先の指示(指揮命令)による就業や従業員との混在作業が可能ですので、**請負・委任**ではお引き受け出来なかった仕事まで幅広く対応することが可能です。
2. 一時的に人手が足りなくなったなど、**短時間、短期間、忙しい時だけ**の派遣就業が可能(60歳以上の人は、30日以内の日雇い派遣の原則禁止の対象外)です。
3. 長年培った豊かな経験や知識、専門的な技能を有した会員を派遣しますので、事務仕事から製造業務など**多様な業務や働き方にフレキシブルに対応**できます。
4. 会員は連合会と雇用契約を結んでおり、派遣先では**労務管理の煩わしさが軽減**されます。

シルバー派遣のしくみ



実施事業所

センター名	電話
長野シルバー人材センター	(026)237-8315
松本地域シルバー人材センター	(0263)39-6680
塩尻地域シルバー人材センター	(0263)54-4567
岡谷下諏訪広域シルバー人材センター	(0266)23-0760
更埴地域シルバー人材センター	(026)272-5630
飯田広域シルバー人材センター	(0265)22-8690
茅野広域シルバー人材センター	(0266)73-0224
佐久シルバー人材センター	(0267)62-1786
諏訪市シルバー人材センター	(0266)57-1388
上田地域シルバー人材センター	(0268)23-6002
北アルプス広域シルバー人材センター	(0261)22-2445

センター名	電話
小諸北佐久シルバー人材センター	(0267)24-0333
駒ヶ根伊南シルバー人材センター	(0265)83-8184
伊那広域シルバー人材センター	(0265)76-4680
須高広域シルバー人材センター	(026)246-2003
中野広域シルバー人材センター	(0269)38-0323
飯山地域シルバー人材センター	(0269)63-2915
安曇野シルバー人材センター	(0263)72-5800
木曾シルバー人材センター	(0264)23-3755
阿南広域シルバー人材センター	(0260)31-1171
下伊那西部シルバー人材センター	(0265)43-2244

※全てのセンターが公益社団法人となっています。

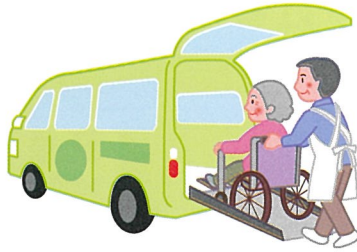
シルバー派遣で「できる仕事」と「できない仕事」



こんな仕事ができます



品出し・商品管理



送迎車運転・介助



調理補助



介護補助



清掃



施設管理



受付



製造

● その他の対応できる主な業務

事務作業 / 屋内軽作業 / 配膳・下膳・食器洗浄
配達・配送業務 / 食堂内雑役業務 / 農作業補助 など

お引き受けできない仕事

- 高齢者にとって危険又は有害な業務や高所での作業
- 港湾運送業務、建設業務、警備業務、病院等における医療関連業務
(法律により禁止された業務)



【派遣料金について】

派遣料金	=	派遣会員の賃金 その他(通勤手当)等 ※長野県の最低賃金を遵守してください	+	派遣手数料 賃金の20%	+	消費税 賃金+手数料の10%
------	---	---	---	-----------------	---	-------------------

※派遣手数料は、派遣会員の労災保険、有給休暇、賠償保険、教育訓練等の法定福利費や事務費(事業運営経費)に充てています。

【シルバー派遣事業による就業の範囲】

- ①シルバー派遣での就業は、臨時的・短期的な就業(おおむね月10日程度以内のもの)又は軽易な業務(おおむね週20時間を超えないもの)となり、その働き方は現役世代の労働者などが一人で行う業務を複数の会員が時間や日にちで分担して行うローテーション就業が基本となります。
- ②長野県知事から指定を受けた地域・業務については、週40時間までの就業が可能となりますが、社会保険の対象となった場合(週30時間超)は派遣手数料のご負担が増える場合があります。
- ③派遣会員が万一、業務上又は通勤災害により負傷した場合は、労働者災害補償保険(労災保険)が適用されます。